⑹　本業務は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象業務である。

2　参加資格

⑴　「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則」(平成17年細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　「東日本高速道路株式会社の平成21・22年度調査等競争参加有資格者」のうち、「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　参加表明書の提出期間の最終日から落札者決定の日までの期間に、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）」に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　企業の経験及び業務実施能力

⑵　当該業務実施体制（委任若しくは下請負または技術協力の予定を含む。）

⑶　配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　当該業務実施体制

⑵　配置予定技術者の経験及び業務実施能力

⑶　業務への取り組み姿勢
専門技術力の確認、業務内容の理解度、コミュニケーション力

⑷　参考見積
提示した業務規模との妥当性

5　手続等

⑴　担当部署
〒110―0014 東京都台東区北上野１―10―14　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部　調達契約課　加賀田正則　電話：03―5828―8356　ＦＡＸ：03―5828―8193

⑵　契約図書の配布期間、場所及び方法
配布期間：入札公告の日から平成22年１月６日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前10時から午後４時まで
配布場所：上記⑴に同じ。
配布方法：無料で直接配布する。
ただし、入札公告の写し、調査等請負契約書案、入札者に対する指示書（調査等・郵送入札を用いるものとする。）、共通仕様書は当社ホームページから入手するものとする。

⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
提出期間：平成22年１月６日（水）午後４時まで
提出場所：上記⑴に同じ。
提出方法：説明書に基づき参加表明書を作成し提出期間内に必着で郵送（簡易書留の親展扱いに限る。）すること。

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
提出期間：平成22年３月１日（月）午後４時まで
提出場所：上記⑴に同じ。
提出方法：提出期間内に必着で郵送（簡易書留の親展扱いにる。）すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証　必要
落札者は、落札決定後10日以内（休日を含む）に、契約金額（税込）の10分の１以上に相当する契約保証等の証書を提出することとする。
ただし、金融機関等の保証または公共工事履行保証（金銭保証に限る）を受けること、もしくは履行保証保険契約を締結することに限る。

⑶　契約書作成の要否　要
契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

⑷　前金払の有無　有
本契約の相手方は、請負契約書第34条第１項に基づき前金払の請求をすることができる。

⑸　当該業務に直接関連する他の設計業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。

⑺　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。
なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知日は平成22年１月下旬を予定している。

⑻　技術提案書のヒアリングを行う。

⑼　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Design of Tokyo-Gaikan Expressway TOKAGI area Bridge

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 6 January 2010

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 1 March 2010

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shin-ichi Ishikawa, Director General of Kanto Regional HeadOffice, East Nippon Expressway Company Limited

⑸　Classification of the services to be procured : 42

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Masanori Kagata, Assistant Manager of a procurement & contact division, engineering, technology & procurement department, Kanto regional head office, East Nippon expressway Company Limited 1―10―14, Kitaueno, Taitouku, Tokyo, Japan, 110―0014
TEL : 03―5828―8356
FAX : 03―5828―8193

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局旭川開発建設部が発注する一般国道40号音威子府村音中トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 21 年 12 月１日

北海道開発局長　関　　克己

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　一般国道40号音威子府村音中トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道中川郡音威子府村

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝5,100.0m（内、トンネル施工延長：Ｌ＝2,629.0m）（トンネル全体延長：Ｌ＝4,686.0m）、内空断面積：Ａ＝76.9㎡（坑口、Ｄ、Ｃ、Ｅ）、内空断面積：Ａ＝90.9㎡（非常駐車帯）、工法：ＮＡＴＭ

４　工事区分　一般土木

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成21年12月１日から平成22年１月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から１月３日までを除く。）。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。）。